

西東京市男女平等参画推進委員会条例

(設置)

第1条 西東京市における男女平等参画のあり方を検討し、男女平等参画社会の形成に寄与するため、西東京市男女平等参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 男女平等参画推進計画の策定に関すること。
- (2) 男女平等参画推進施策の推進に関すること。
- (3) その他男女平等参画推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 6人以内
- (2) 市内関係団体の代表 4人以内
- (3) 公募による市民 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活文化スポーツ部協働コミュニティ課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。